

平成28年度 第4回 小平市男女共同参画推進審議会 会議要録

日時：平成28年9月30日（火）午後2時～4時15分

場所：健康福祉事務センター2階 第3・4会議室

1 出席者

小平市男女共同参画推進審議会委員：8人（欠席者2人）

2 傍聴者

4人

3 会議資料

資料1（差替え版） 小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（平成27年度実績）

資料2 小平市第三次男女共同参画推進計画 市民意識・実態調査結果対応表

資料3（差替え版） 計画素案 事業一覧（基本目標Ⅰ・Ⅱ）

資料4 市民意見公募手続（パブリックコメント）及び市民懇談会の日程

4 議題

（1）小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書【平成27年度実績】について
 《資料1》

（2）小平アクティブプラン2.1（第三次男女共同参画推進計画）素案について
 《資料2、3、4》

5 会議記録（要約）

議題（1）小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書【平成27年度実績】について

⇒資料1：小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書（平成27年度実績）

会 長：議題（1）小平アクティブプラン2.1推進状況調査報告書について事務局より説明を。

事務局：資料1について

前回会議で審議会委員から出た意見を会長にまとめていただき、審議会の意見として、2・3ページに追加しました。また、「5 小平市における市政運営の参画状況」の29ページ②「付属機関」30ページ③「その他」の市民公募委員の欄について前回意見をいただき、女性がなければ「0」、市

民公募委員がない場合は「一」とし、女性の内数の表記も同様に変更している。

前回の審議会の終了後に委員からいただいた質問2つについてご説明する。

1 小学校、中学校経営協議会は市民公募委員数が記載されているが、市報では公募の記事を確認できなかったのはなぜか。

(回答) 各学校の経営協議会は、その学区域や地域の方になっていただくのが適当ということで、学校ごとに募集を行っており、市報での公募はありません。

また、30ページ、28番の「小平第6中学校学校経営協議会」については、応募がなかったとのことでした。

2 30ページ、③その他の5番、「農のあるまちづくり推進会議」の市民公募委員が表では5名となっているが、市報の募集記事(平成27年5月20日号)では3名となっていたのはなぜか。

(回答) 小平市農のあるまちづくり推進会議設置要綱の中に、委員のうち5人以内は公募により選任し、そのうち2人以上は、小平市消費者団体連絡会を構成する団体に所属している者とする。とありますので、市報では3名を公募したということでした。

会 長 : 事務局から推進状況調査報告書完成版について説明があった。ご質問・ご意見があればどうぞ。

委 員 : 1点目は3ページ「3 女性の市政運営への参画について」。今回は委員会のことだけが記述されているが、前年度は市議会議員、市役所の管理職についても触れられていた。今年もあった方が良かったのではないかと。

2点目、女性の参画を全委員会の30パーセント以上としているが、正しくはどちらかの性が30パーセント以上ということなのではないかと。

事務局 : 市議会議員については改選が27年5月だったため、数字の変更がなく、市の職員についてもそれほど大きい変更はない。前回の審議会でも意見はなかったため、委員会等の男女割合を主にした意見にまとめられたととらえております。

委 員 : 女性の活躍推進という意味では、市の女性職員数が前年度からどれだけ進歩したのか表を見なくても分かるようにここで説明があった方が丁寧ではないかと。

- 事務局 :ここでは全体を説明するわけではなく、審議会の意見としていただいている。もし全体の説明を付けるのであれば、4ページ以降に加えていくことも今後の課題として検討したい。
- 会長 :議員や市役所の管理職については今年度も言及した方がよいと感じたが、女性数が0の委員会等があることを強調することを優先した。
- 委員 :2ページ「1 全体的に指摘したいこと」4行目に「個々の事業目的」の表現が2回使われているため理解しづらい。
- 会長 :庁内担当者向けに意識して作成したため行政寄りの文章になってしまった。
- 委員 :1点目は、先ほどの説明で実際の公募の3人と団体からの2人を合わせて5人の公募としているとあったが、2人の枠はいわゆる団体推薦であるため、公募という考えが他と違う部局があるのではないか。市役所の中で公募という捉え方に整合がないのかもしれないので確認をしていただきたい。2点目は、団体推薦等と同じように議会からの委員も女性参画の働きかけをする対象になるのではないか。
- 事務局 :全庁的に女性の委員を増やしていこうとしているため、議会だからやっていないということはない。議会の事情やそれぞれの役割もある中で、改めて働きかけを行っていきたいと考えている。
- 委員 :先ほど委員から女性が70パーセントを超えているものについての意見もあったが、今の市のプランでは女性の割合が30パーセントを超えていないものを問題としているため、考え方としては間違っていないと思う。ただし、国の計画でも女性の割合を40パーセント以上60パーセント以下と明記するようになったため、女性が多すぎるものも問題と市の次期プランの中で数値目標を立てるという方法もある。
- 事務局 :現行プランの中ではいずれの性も少なくとも30パーセント以上としているので、委員の視点に間違いはない。ただし、こちらとしても女性に重点を置いていた部分があるため次のプランでは基準の取り方を明確にして、できれば重点施策としていきたいと考えている。

会 長 : 改めて指摘したいこととして3点あげたわけだが、計画の個々の事業が何を
目指して何のためにするのか明確になっていなければならないので、指摘の
1番目にあげさせてもらった。また、計画全体がどのように実績があって進
んできているのかと明瞭にするのであれば、報告書の要点の欄に施策の方向
性の単位で前進や課題などを2ページ程度で整理し掲載してもらえると市民
に分かりやすい。来年からはその枠を設けて作成いただきたい。

委 員 : どこかにP D C Aサイクルの解説を入れてもらえるとありがたい。

委 員 : 前年度の内容には盛り込まれていた。

会 長 : どこかに注釈で説明を加えることは可能か。

事務局 : 今から内容の変更は難しい。

会 長 : これは業界用語みたいなもので繰り返し説明があってもいいと思うので、計
画でP D C Aという用語を使った場合には用語の解説を入れていただきたい。

事務局 : 次期計画ではカタカナや英語の専門用語については用語の解説を入れていく。

会 長 : 議題(1)は終了する。

議題(2) 第三次小平市男女共同参画推進計画素案(案)について

⇒資料2 : 小平市第三次男女共同参画推進計画 市民意識・実態調査結果対応表

資料3 : 計画素案 事業一覧(基本目標I・II)

資料4 : 市民意見公募手続(パブリックコメント)及び市民懇談会の日程

会 長 : 議題(2) 第三次小平市男女共同参画推進計画素案(案)について、事務局
から説明を。

事務局 : 資料3について

前回の審議会で見えていただいた体系に、具体の事業を考えるにあたり、現行
計画とかなり違った順番、分類となっているため、時間がかかっている。本
日の資料は、担当課との調整前の事務局案で、基本目標I・II分のみである。

会 長 : 検討作業に入る。本来は基本目標のIVまで事業が入ったものをみて検討すべき段取りであるが、事務局の作業が遅れているということで、出てきている半分をみて基本的な取り組み方について審議会で改めてポイントが整理できたらいいと考えている。

他分野の事業でも男女共同参画の視点から見た時に重要なものがある。その場合、重要だと明瞭になるような事業名で記載することは可能か。

事務局 : 予算書や大元の事業名から、男女の視点でみた場合の事業名に少し変えるという意味か。

会 長 : そうだ。

事務局 : 事業名を変えてしまうと別の事業と捉えられてしまう可能性があるため、説明文章の部分で補いたい。

会 長 : もう少し具体的な男女共同参画からみた充実の視点が書かれているとよい。

事務局 : そこは少し工夫をしてみる。

会 長 : 既存の事業を男女共同参画の視点から十分計画に盛り込めるものになる場合と、新規に立案する場合がある。既存のものについては、計画に載せるのはこういった視点から必要と分かるような事業名ないしは事業の説明を記載すべきだ。

委 員 : 今の会長のご意見の中で、既存の事業と新規の事業という話があったが、資料3の表の中で新規の事業はあるか。

事務局 : いくつかある。

委 員 : それが明記されていると良い。

事務局 : 現行計画に載っていないから新規とするか、計画のスタート年の平成29年度から始まったものを新規とするか、考えていきたい。

委 員 : やはり現行計画に対して、ではないか。

- 事務局 : 10年前の計画であるため時点が古いという感じもするが。
- 会長 : 両方明記していけばいいと思う。
- 委員 : 10年前と担当課名がずいぶん変わったが、変わったことについて明記はしないのか。
- 事務局 : 担当課名は発行時点の最新の課名のみを入れていく。
- 委員 : この間も少し触れたが、権利擁護という視点も必要だと感じる。
- 会長 : どういう立場の方への権利擁護とするか。
- 委員 : 男女問わず、「判断能力が低下した」「手続き能力がない」等、そういった表現を指す。
- 事務局 : 基本目標Ⅰ-1-1の相談の部分に入れるか、Ⅲ-1-2の中に入れるか、場所については検討していく。事務局案に権利擁護の視点が入っていないため入れていきたいと考える。
- 委員 : 前半のⅠ、Ⅱだけで44の事業がある。このままでいくとⅢ、Ⅳを足した時に90近い数の事業数が上がってしまう。選択と集中、重点項目を明らかにし、しっかりと取り組む必要があると感じる。
- 委員 : 「事業」と「主な事業」と書かれているが、これは上位下位概念である。分かりづらいつと感じたが皆さんはいかがか。また、事業をみてから改めて施策と施策の方向性をみると、基本目標Ⅰにおいて意識と実際の支援という観点で整理ができていないのではないかと。男性への支援が前面に出るのはとてもいいと思うが、施策の表現をもう一度考え直す必要があるかもしれない。
- 会長 : 基本目標Ⅰのところでは、施策を意識づくりと実際の支援に分けたので、施策の方向性についてもそのように徹底して分けてしまえばいいのではないかと。Ⅰ-1-2「ライフ・スタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援」は実際の事業なので、これは施策の2へ持っていくのが良い。

事務局 : I-2では、男性向けの内容に集約したが、男性・女性どちらにも向けた内容を含めていくということか。

会 長 : 含まれてよいと判断する。施策の方向性の構成を少し直してしまってもよい。啓発の事業はI-1-1に持っていく。I-1-2の相談の部分は実際の支援に入れる。I-1の施策の方向性を2つにするのであれば、こちらには企業・事業者向けの要請を追加してはどうか。

事務局 : それでは、I-1-1の啓発事業に市民向けと事業者向けにそれぞれ特化した内容を入れていく。I-2の施策の方向性は、1番目に「就業・子育て・介護支援」の内容とし、2番目に「男性の家庭参加」、3番目に「男性の地域活動参加の推進」とすることで修正したい。

会 長 : I-2は「仕事と家庭生活の両立の支援」となっているが、男性の地域活動の推進という要素も入ってくるため「仕事と生活の両立の支援」でいいのではないか。

事務局 : I-2は「仕事と生活の両立の支援」としたい。

委 員 : 今まで施策から考えていたが、事業を並べて分類してみると、方向性が明らかになってきますね。

委 員 : このままだと事業の絞り込みがうまくできず、現行の108事業前後の数になることもあり得るため、絞れなかった時の理由付けを考えた方がいいと感じた。

事務局 : 各課の意識としては、現行計画の事業で、男女共同参画の視点に重きをおいた内容ではないように感じている事業もあるため、こちらから必要性の有無の判断を促しつつ、あがってきた重点事業を元に次期計画に盛り込むべき内容かどうかを選定し、事業数を減らしていきたいと考えている。

委 員 : 計画を立てることはとても難しいことで、現行計画があればあるほど事業数が膨大になってくるものだと思う。素案をみても、現行計画がスタートになってしまっているように感じる。何を目標に何をするか決めると絞り込みも進むと思う。

委員 : 男女共同参画推進条例ができて初めての改定プランという点をどのように反映させるか。男女の人権を守るための制度ということで基本法ができ、その後条例ができたという流れからすると、条例第17条の「意見等への対応」は重要な条文だと考える。意見・相談・苦情があった時に市が問題を吸い上げてどれだけの仕組みを取ることができるかということで、現状の市の相談体制をみると窓口が見直されてもいいのではないかと思う。

事務局 : 今後作業を進めていく中で、条例の7つの目標と関連づけると、前段の既存の計画だけでなく、新たな視点として盛り込めると考える。

委員 : そういった市民の意見は秘書広報課にある「市長への手紙」がその機能を果たしている気がするが。

事務局 : 「市長への手紙」は住所・氏名を記入していただいた方には必ず返答するという体制にはなっている。

会長 : 条例第17条はお願いなどというものではなく、市の施策のこういう点は男女共同参画の視点から見た時に問題だという提言ができる、強力な権利性のある部分のため、入口を開いてあげると条例をつくっている意味が生きる。基本目標Ⅱについてもご指摘いただきたい。意見はあるか。

会長 : Ⅱ-1-1「女性の参画の力量形成、人材育成の推進」を受けている事業は女性の就業活躍支援の内容になるので、施策の方向性も女性の就業活躍支援に合わせたものにしてしまうのはいかがか。また、Ⅱ-1-2「あらゆる分野における女性活躍にむけた現状の把握」とあるが、ぶら下がる事業と整合していない。現状把握ということであれば、調査事業的なものを立ち上げた方がすっきりする。参画センターについては、Ⅳ-2「男女共同参画の推進体制の整備・強化」の部分であげるのが順当だと感じる。女性の就業活躍については産業振興課が取り組む関係のものを全てラインナップしてみたらどうか。

事務局 : 産業振興課は女性向けだけではなくもっと大きいくりだという意見もあり、女性に絞った事業も行っているが、女性の活躍支援という基本目標にすべてが当てはまるわけではない。

委員 : 就業に特化した事業のみを載せた方が、再掲もなくていいと思う。Ⅱ-1-

2のあらゆる分野が就業以外のものを入れることができる。

会 長 : それでは、就業についての内容をⅡ-1-1に掲載し、「力量形成や人材育成」の内容はワーク・ライフ・バランスへ持っていくというような分け方で良いか。そして、Ⅱ-1-2のあらゆる分野については広く捉えるという方向でいか。

事務局 : 表現の仕方を工夫させてもらう。

会 長 : Ⅱ-1-2の「あらゆる分野における女性活躍にむけた現状把握」は、誰が何をやるのかをイメージして言葉を少し修正した方がいい。

委 員 : 委員会等で女性が少ない委員会を調べることも現状把握の1つだ。現行の事業から取り上げなくても、新しい観点で入れてしまってよいと思う。

会 長 : 女性活躍の支援をうたうのであれば、現状把握があつたほうが実情・困難を抑えた上で施策の充実を図っていける。

続けてⅡ-2-3「男女共同参画推進条例の活用と推進本部、推進委員会、審議会の充実」について、ここに置く積極的な理由を説明してもらいたい。

事務局 : 計画の基本目標の最後に市職員のことがかかる計画も多い中で、「市役所における女性活躍の推進」が前にあるべきという意見もあつたので、本部についても前にあつたほうがよいのではないかと思い、Ⅱ-2に持ってきた。

会 長 : 市職員については、地域全体で女性活躍が一層推進していくためのリーディングプロジェクトであるので、現場プロジェクトだと思う。それに対して、条例の活用や推進本部については性格が違って、男女共同参画自体を推進するための装置なので、Ⅱ-2-3をⅣ-2に持っていったいいのではないか。続けてⅡ-3「あらゆる場での男女共同意識の醸成」について。

事業内容について、現場と意識啓発を分けるかどうか。現状では、施策では実際の事業として両方あるので、そこを分けたうえで整理してはどうか。

委 員 : 条例の第7条が重要だと思う。DVについては計画に盛り込まれているし、学校とか企業ではセクハラ防止等の取り組みがあるが、地域において性暴力、人権侵害・差別を許さないという部分を計画に反映してもらいたい。また、さまざまな公的な活動においても、セクハラなどがまだまだ見逃されている

中、社会的な活動をしやすい地域を作っていくという点を盛り込んでほしい。

事務局 : その辺を含められるよう、考えていく。

会 長 : 全体的な話になるが、基本目標の解説として、現状と課題を整理・解説したものがあればよい。数値目標だが、たとえば委員会・審議会等の女性の比率など、意味がある数値目標をいくつか作った方がよい。

今後の事だが、次の審議会では、計画の素案を決定する予定だが、基本目標の検討が半分しかすすんでいない状況なので、後半の基本目標Ⅲ・Ⅳ部分について事務局・会長・副会長などで協議を行い、審議会の意見が入ったものとして提案したいと思う。ご了承いただきたい。

特に追加発言がなければ、以上で平成28年度第4回小平市男女共同参画推進審議会を終了する。

6 その他

●次回（第5回）日程

11月11日（金）午後2時～ 会場：中央公民館2階 講座室2